

○岩手県警察旗等の制式及び使用取扱いに
関する訓令 (昭和63年12月15日
警察本部訓令第14号)

〔沿革〕 昭和63年4月警察本部訓令第10号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察旗等の制式及び使用取扱いに関する訓令を次のように定める。

岩手県警察旗等の制式及び使用取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察旗及び所属旗等(以下「警察旗等」という。)の制式及び使用取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 岩手県警察旗(以下「県警察旗」という。)とは、県警察の総合体としての「岩手県警察」を表徴する警察旗をいう。
- (2) 所属旗等とは、岩手県警察機動隊旗、岩手県警察交通機動隊旗、岩手県警察高速道路交通警察隊旗、岩手県警察学校旗及び各警察署旗をいい、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察学校並びに各警察署を表徴する警察旗をいう。

(警察旗等の制式)

第3条 警察旗等の制式は、次の表に掲げるとおりとする。

警察旗	制式
県警察旗	別表第1
所属旗等	別表第2

(警察旗等の使用)

第4条 警察旗等は、警察本部長又は所属長が必要と認めたときに使用することができる。

(警察旗等の保管責任者)

第5条 県警察旗の保管は警察本部警務課長(以下「警務課長」という。)が行うものとし、所属旗等はそれぞれの所属長が保管するものとする。

(県警察旗の使用手続)

第6条 県警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長が本部長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするときは、県警察旗使用申請(様式第1号)により警務課長を経由して申請するものとする。

(県警察旗使用簿の備付け)

第7条 警務課長は、県警察旗の使用状況を明らかにするため、県警察旗使用簿(様式第2号)を備え付け、その都度記載しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月20日警察本部訓令第10号)

この訓令は、制定の日から施行する。